

平成20年度安全・安心まちづくり委員会
平成20年6月19日(木) 午後1時30分から午後3時30分
宮城県庁行政庁舎11階1107会議室

発信者	内 容	備 考
司 会	<p>議事(1) 会長、副会長選出について</p> <p>それでは議事に入りますが、正副議長が選出されていませんので、今野環境生活部長を仮議長として、犯罪のない安全・安心まちづくり条例第8条第4項により、委員の皆様の互選により正副会長の選出を行いたいと思いますがいかがでしょうか。(異議なし) それでは今野部長お願いします。</p>	
今野部長	<p>それでは、暫時、仮議長を務めさせていただきたいと存じます。会長及び副会長は委員の互選により選出することとなっております、事務局で案がありましたらご披露願います。</p>	
事務局	<p>事務局では、会長に前会長でありました宮城大学副学長の山田晴義委員に、副会長には同じく前副会長の西條由紀子委員にお願いしたいと思います。</p>	
今野部長	<p>事務局から、会長に山田晴義委員、副会長は西條由紀子委員にという案が出ましたが皆様いかがでしょうか。(異議なし)</p> <p>それでは、会長に山田晴義委員、副会長に西條由紀子委員を選出いたします。以上をもちまして、仮議長の務めを終わらせていただきます。</p>	
司 会	<p>ただいま、選出されました山田会長からご挨拶をいただきたいと存じます。(会長あいさつ)</p>	
司 会	<p>犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。山田会長、よろしく願います。</p>	
会 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。まず議事に入る前に、最初の会議でありますので各委員から簡単に自己紹介をお願いします。(各委員が順番に自己紹介)</p>	
事務局	<p>議事(2) 平成19年度の事業実績について</p> <p>資料2の平成19年度の主要事業実績についてですが、計画の基本方針について6つの方向性に沿ってまとめられていますので説明します。</p> <p>1つ目の方向性であります「犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」については、主な関連事業とし</p>	

てはリーダー養成講座を多賀城市で開催しています。36市町村から安全安心まちづくりに取り組む人を募集して、地域安全マップの作製講習を実施しました。その他地域ネットワークモデル事業については、昨年度は4地区をモデル地区として指定しています。これについては、ネットワークモデル事業総括としてお配りした資料を参考にして下さい。モデル地区としては、仙台市若林区南小泉地区、多賀城市高崎地区、角田市枝野地区、栗原市金成地区を指定しました。事業計画については、安全パトロールや登下校の見守り活動などを実施しました。活動内容としては、問題意識を共有し、犯罪情勢を分析し、地域の課題を見つけて解決を図るという中身です。こういった活動に対しましては、パトロール用ベストとか青色回転灯を配布して実際の活動に役立ててもらいました。

2つ目の方向性「犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の推進」については、教育委員会でスクールガードリーダーを50名を委嘱しまして小学校の巡回指導を行っています。また、県警本部では、県警OB等によるスクールサポーターがそれぞれの学校において非行防止活動を行っています。

3つ目の方向性の「女性、高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進」につきましては、県警本部の「安全・安心まちづくりの推進事業」、保健福祉部の「DV防止普及啓発事業」、「高齢者虐待対策事業」、「障害者110番事業」、経済商工観光部の「みやぎ外国人相談センター設置事業」等があります。女性の安全対策としては県警本部主催で「女性のための安全・安心セミナー」を実施しました。また、同セミナー等におきまして、県とすばらしいみやぎを創る協議会で印刷したリーフレットを1,000部印刷して配布しております。

4つ目の方向性の「学校通学路の安全対策の推進」につきましては、先程説明したとおりスクールガードリーダーの巡回等を行っています。

5つ目の方向性の「犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及」については、県営住宅の条例を改正しまして暴力団の新規入居制限を追加しております。

6つ目の方向性の「犯罪の被害に遭わないまちづくりとホスピタリティのある地域環境作り」につきましては、みやぎ違反広告物除去サポーター制度を活用しまして、違反広告物の除去活動を推進しています。19年度は121団体において、のべ2,980人が活動に参加し、11,862枚の広告物を除去した実績があります。

次に、資料3についてですが、平成19年度は「子どもの見守り活動の推進」を重点推進項目に設けて取り組みました。県の環境生活部、教育庁、警察本部が中心になって実施しました。その中で、事業名にありますが、立正大学の小宮教授による地域安全マップ作製に関する安全・安心まちづくりリーダー養成講座を実施しました。これは小学生等が実際にマップづくりをして、危険な場所を発見することで自らの危険回避能力を付けるというものです。次に市町村担当者会議を開催しまして、重点推進項目の説明等をしております。ネットワークモデル事業については説明したとおりですの省略します。次に県民大会の開催については、10月12日に県警と宮城県防犯協会連合会と共催で開催しました。参加者は約600名で、内容としては安全対策に関するコーナーを設けて

広報しました。次に広報啓発事業としまして、昨年度はポスターを作製し配布したり、各種防犯指針やハンドブック等の配布をしました。その他教育庁の学校安全体制整備推進事業につきましては、スクールガードの講習会を行ったり、スクールガードリーダーを50名を委嘱し、1人当たり年間80回の活動をしております。その他警察本部では、先程も説明しましたスクールサポーターによる非行防止活動として8校、延べ216日実施しました。

資料1に移ります。昨年9月に安全・安心まちづくり委員会を開催したときの委員の皆様からの意見に対応した内容の一覧です。委員の皆様から14ほどの意見を頂きました。2番目の見守りステッカーにつきましては、どのような種類があり事業所等でどのように取り組んでいるかについてですが、各事業所におきまして独自のステッカーを貼って活動しております。例えば宮城県クリーニング生活衛生同業組合、東北電力株式会社等につきましては、県で後援の許可をしており把握しています。

次に関連がある4番目についてですが、子どもの見守りステッカーの活用方法としては、タクシー会社への配布ということで意見を頂きました。これにつきましては、宮城県タクシー協会や仙台個人タクシー事業協同組合に配布しまして活動を依頼しました。ステッカーは2万枚作成して、これまでに13,000枚程度配布しています。6番目の学校安全体制整備推進事業のフィードバックにつきましては、事業に関する連絡協議会において事例発表をするなどしております。次に10番目の子どもの見守り活動に関し5分間見守り活動を県民運動として推進すべきということにつきましては、今年度の事業に取り込んでいきたいと考えますし、見守りポスターについて現在デザインを依頼しているところです。11番目の子どもの発達段階に応じた安全教育に関しましては、警察本部で作成しました冊子を県内小、中、高校に配布しております。また先程話した地域安全マップを勧めたり、立正大学の小宮信夫教授を県の安全・安心まちづくり推進アドバイザーとして委嘱したり、7月に栗原市の小学校におきまして教職員を対象にした公開授業を開催する計画です。13番目の違反広告物除去サポーター制度につきましては、仙台市、栗原市、東松島市、大和町を除く地域において募集しまして121団体が活動しています。14番目の安全・安心まちづくり条例を促進すべきということについては、現在までに22市町村で制定されております。昨年9月から12月まで県内市町村を回りまして、実態調査を行ったわけですが、市町村では条例制定に関しては事業の取り組みに関する優先順位があることや、教育委員会との連携が不足しているなどの実態が分かりました。そこで教育委員会主催のスクールガードリーダー委嘱式におきまして、当課から出席者に対する安全安心まちづくり活動の広報を実施しました。他には防犯情報の入手方法について所轄警察署との連携の必要性などが分かりました。そこで今年は、先程話した市町村担当者会議において初めて県警からの出席をもらい、所轄署との連携について話してもらいました。以上です。

会 長

県の取り組みについて、市町村自治体や活動団体が共有することは非常に大事だと思いますが、それについての情報交換はどういった形でさ

	れているのでしょうか。
事務局	市町村担当者会議を開催しまして情報交換しております。会議におきまして、実態調査結果についての問題点を話しております。また、地域ネットワークモデル事業について、例えば多賀城市高崎地区での1年間の活動における問題点についての事例発表をしております。
高 橋	意見対応表の11番目にある子どもの発達段階に応じた安全教育についてですが、実際に配布された発達段階に応じた安全教育の冊子を学校でどのように活用しているのかについて教えて欲しい。
佐 藤 (教育庁)	冊子についてはすべての学校に配布しておりますが、現在のところの活用状況については、把握しておりません。先月6月5日に、県内の小、中、高等学校、特別支援学校の先生方を対象とした防犯教育指導者講習会におきまして、冊子について紹介し学校での活用をお願いしますということで触れておりますが、現在のところ活用度合いについては特定しておりません。
高 橋	活用する方向で指導すべきだと思います。
佐 藤 (教育庁)	今も国会で審議中ですが、学校保健法が学校保健安全法に改正され、来年の平成21年4月1日から施行される予定です。そうすると各学校で、学校保健という大きな括りの中で学校の安全指導計画を作っていたのですが、今度は学校保健安全法ということで、安全指導について正確な計画をもって指導しなさいということになりますので、その法改正に合わせて冊子の活用を促していきたいと考えます。
会 長	いずれにしても県の事業で行われた積極的な成果といたしますか、それぞれの場で十分生かされて安全・安心に繋がるような目配せといたしますか、そういった点も配慮しながら重点を推進し、県だけではなく地域中で対応していかなければならないと思いますのでよろしくお願いします。
青 木	外国人が、これらの取り組みをどれだけ知っているのかを考えたい。 例えば運動会とか廃品回収についても、なかなか活動の中に入れないと思います。ですからみなさんと一緒に活動できればと思います。みなさんのお力、市町村の上の方の力をお借りしないとなかなか自主的に「私やります」と言いにくいと思います。国際センター等相談窓口はありますが、窓口で電話する人は問題が起きた時なので、どうやったら問題が起きないようにするのか、そういった環境を作っていくのかということが非常に大切だと考えています。
事務局	資料6に、外国人の安全対策としての見守り活動の促進というところに事業内容が記されていますが、この他に国際政策課の方で他文化共生社会の推進に関する条例により、本年度中に基本計画を策定する予定ですので、その中で対応策が出てくると思います。

会 長	外国人の問題として、委員会として話し合いましたが、やっぱりサービスを直接受けやすいとか届きやすいという、専門用語で言うとアクセシビリティということを行っている訳です。せつかくの事業があっても届かないと意味がないので、その辺のことを考えながらこの事業を進めて欲しいと感じました。
菅 原	さっきの子どもの安全教育に関連しますが、過去に臨床心理士会に所属してスクールカウンセラー事業にも関心を持っていましたが、その安全教育の時に、犯罪被害に遭わない、虐待に遭わないというノウハウを身に付けるという指導をスクールカウンセラーを使ってできるのではないかと思います。またCAP(キャップ)というグループの人たちが、実際に指導という形で子どもたちに技法を教えてくれる団体も知っていますので、こういう人達の技法を習得して子どもたちに伝えることも大切だと思います。
会 長	大切なことだと思いますので、事業の中で考えていただければ良いと思います。
森 山	地域安全マップづくりは、「こういう人」ではなく、「こういう場所」が危ないという見方からまず浸透を図ることに効果的なものです。実は、仙台市で実際にスクールガードをしている方が犯罪を犯したということがありました。「この人は私を思ってくれている人なのに・・・」と子ども達が信頼していた方の態度によって、これからは誰を信用していけばいいのか分からなくなる、という非常に腹立たしいことがありました。 スクールガードの養成というところをしっかりとさせていただきたいと思います。本当に一生懸命やっていたらいい方ばかりなのですが、ほんの何人かの人のためにこんなことにならないようにして欲しいと思います。
会 長	リーダー育成の時に、心配りがなければいけないと思いますが、こういったこともあるということを考えていただければと思います。
鈴 木	高齢者とか障害者、女性を含めまして社会的弱者という人たちが、どういうところで情報弱者になっているのか、基本的にいろんな情報を一方的に提供するだけの橋渡しをするという感じになってしまうところがある。基本的には、弱い立場の人が理解できるような、相談できるという、その人達が理解できる形の情報を流してもらうことが大切であり、実効あるものにして欲しい。今回の19年度の事業状況を見ると、高齢者や障害者の事業は活用という部分で弱い印象がある。そういった面では、具体的にどういった形で高齢者や障害者が持っている特質といえる能力を安全・安心に生かしていくかが大切だと思います。
会 長	情報の提供の仕方が形式的にならないように、今年度の事業に生かして欲しいと思います。

佐藤
(教前)

最初に文言ですが、スクールガードという見守り活動をしていただくボランティアの方々とその方々と連携を図ったり指導提言をしていただくスクールガードリーダーという方々がいます。今、県では仙台市を除く地域から50人のスクールガードリーダーを委嘱しています。リーダーの方々には、それぞれの学校にボランティアがおられる地区につきましては、その方々と連携を図って下さいということをお願いしています。

またそういったボランティア団体がいないところでは新しく立ち上げて下さいということも頼んでいます。19年度は、県内の小学校区の97%が立ち上げています。ただこれは数字上のことであり、実際にどのような形で子ども達の登下校を見守っていただくかが大切です。去年は、大松沢小学校で事件がありましたが、あの町では、既にボランティア団体が16団体ありました。でも連携がうまく働いていなくて空白の時間帯ができてしまった。ですから時間的な空間ができないようにボランティア団体の方に対しましてスクールガードリーダーさんに助言指導していただくという事業になります。

議事(3)平成20年度の事業実施計画について並びに議事(4)の重点推進項目について

事務局

資料4をご覧ください。6つ方向性に沿った事業を掲げております。1つ目の方向性のリーダー養成講座につきましては、5月22日に大崎市合同庁舎で実施し、30名程度の参加をいただいております。次に地域ネットワークモデル事業につきましては、今年度は4団体を指定しております。お手元にある別資料のネットワークモデル事業申請団体一覧表がありますが御覧願います。昨年度は4団体で本年度も4団体であります。本年度指定団体の1つ目は、泉中央地区の防犯協会を指定しており、小、中学校区を活動エリアとし、地域課題としては広域的な防犯体制整備を図るという計画を立てております。2つ目は、塩竈市尾島町地区の歓楽街等防犯対策協議会を指定しており、尾島町地区を活動エリアとし、地域課題としては、今年の10月からDCが始まりますがDCに向けた歓楽街・繁華街の安全対策を計画しています。3つ目は、東松島市大曲地区まちづくり委員会を指定しており、大曲地区をエリアとし地域課題として大曲小学校区の防犯体制整備を計画しています。4つ目は、小牛田小学校地域防犯会議を指定しており、小牛田小学校区をエリアとして、地域課題として小牛田小学校区における児童の安全確保を計画しています。次に資料4に戻ります。方向性の1つ目における県民大会の開催につきましては10月に開催する予定としております。

2つ目の方向性としての地域安全マップ授業についてですが、栗原市の小学校において公開授業を実施します。栗原教育事務所管内の教職員、PTA、防犯ボランティア団体の方々に対して公開するという内容です。次にみやぎ安全・安心まちづくり活性化プランにおけますスクールサポーターについては、去年は男女2名でしたが、今年は4名で対応することとしております。

3つ目の方向性につきましては、女性のための安全・安心セミナーを2回開催予定としております。また、女性が犯罪被害に遭わないためのリーフレットを作成していますが、その携帯版を2,000部作成し

配布する予定としています。

4つ目の方向性につきましては、スクールガードリーダーの巡回等であり19年度と同様になります。

5つ目と6つ目の方向性につきましても昨年度と同様の取り組みになります。

次に資料5を御覧下さい。本年度の重点推進項目につきましては、19年度の県内の刑法犯の認知件数は一昨年度より減少しておりますが、子どもが被害に遭う割合は全国よりも高いということや、昨年、大郷町において小学生女子児童が怪我をした事件等もありますことから、昨年度同様に「子どもの見守り活動の推進」を掲げて、さらなる充実を図ることとしています。女性についても犯罪被害に遭う割合が全国よりも高いことから、女性のための安全・安心セミナーを開催するなどして対策の強化を図ることとしています。

猪 又 加美町では、危機管理室を設けております。その中で交通防犯指導員がおり、交通安全指導や防犯活動の教育もしています。例えば「いかのおすし」という指導方法もありますが、学校からの要請があれば授業の一環として授業の中で子どもたちに教えています。町としては、交通安全も防犯も全部一緒に実施していますので、これに力をいれるというのではなく全部まとめた形で進めている実態です。小さい町なのでほぼ一緒に進めています。

会 長 地域の現場では、事業を展開するときにはいろんな問題を総合的に取り扱っていくことが実態である訳で、それを踏まえた県との関係を配慮して頂きたいということだと思いますのでよろしくお願いします。

陶 久 19年度事業の資料1に戻りますが、市町村の担当者会議ということで気になったことがあります。各地区でモデル地区ということで歓楽街とか農村部とか都市近郊いう地区をあげて安全なところ安心なところということで注目するのは良いのですが、各市町村独自で例えば私が住んでいる柴田町では、農村部もあれば振興住宅地もある、大学もあるし自衛隊もあります。地域のコミュニティの人たちの力に頼ることが大切であってやはりスクールゾーンにしたって新興住宅地のスクールゾーンなのか、都市部のスクールゾーンなのか、時間帯とか細かい分類、例えば柴田町の中心部だと、若い大学生とおじいちゃんおやばあちゃんもいる訳で、ゲートボールをしているおじいちゃんと大学生がいたりする時間帯があるし、また他の時間帯ではまた違うというように、もっと細かく見るような方向を作っているのでしょうか。

事務局 地域ネットワークモデル事業につきましては、地域の安全・安心について活動しましょうということで手を挙げて頂いた地域を指定して、活動に必要な防犯用品を配布したり、安全教室の講師派遣を行っています。

時間帯別の実態までは県では分かりませんので、あくまで指定した地区の団体の方々に地区の実態に合わせた課題を見つけて解決に向けた活動をしていただいております。

<p>会 長</p>	<p>モデル地域の成果であるとかリーダー育成の際に、地域の多様な現場で展開できるような応用力を付けるというものを指導することが大事であると思います。また、地域の現場でもどうやって展開していくかというケーススタディをそれぞれでやって頂かなければならないと思います。</p> <p>その時に課長さんが言われたように人材派遣をしていただいて応用力を付けるトレーニングを地域でもしていかなければならないと思います。</p> <p>こういった意識が地域の中に広がっていくことが重要なかなと思います。直ぐに答えは出ないと思いますが検討して頂ければよろしいかと思えます。</p>
<p>高 橋 (警察本部)</p>	<p>陶久委員の話の中で時間帯ということが出ましたが、警察におけますネットワークモデル事業の関わりに関しまして、犯罪の発生実態について関わっております。犯罪発生だけに限らず子どもへの声かけや子どもが犯罪に巻き込まれる要因はないのかということで、交番や駐在所や警察署なりが関わっています。住民の皆さんが課題に思っていることや地域の問題にされていることについて、問題を解決していくという過程におきまして、警察であったり、県であったり、市町村であったりが関わり、ケースごとの成果が出でくるのではないかと思います。</p>
<p>加 藤</p>	<p>私は、「子どもを犯罪から守る」という立場から、危険箇所と見られています「公園」に感心を寄せています。そこには、子どもの安全を阻害する要因が多くあります。その1つは、「トイレ」の問題です。トイレを「怖い、危険」と認識している子どもは非常に多いことです。公園のトイレは、その多くが人家から離れた場所にあり、かつ、出入口は人の目の届かない裏側に設置され密室化されています。そのトイレで子どもを狙った犯罪や声かけ事案が発生しています。トイレを安全・快適に利用するためには、常時人の目が注がれていることが必要です。次に、公園の植栽が、見通しを阻害し、死角を形成していることです。それが不審者等の侵入を容易にしているのです。公園周辺の住民や通行人が公園にいる子どもを「人の目」により監視することが大切です。また、夜間の照明設備について照度を確保する必要があります。その他、遊具の安全点検、ごみの処理、落書き等も安全に関係します。公園が安全・安心な公共空間として利用するためには、環境整備が必要です。今後も、公園管理者等と連携し、安全対策を推進していきたいと考えています。</p>
<p>会 長</p>	<p>具体的にハード面については、放置せずに進めなくてはならない思いますし、そのときに自治体ではコスト面の問題がありますので、その点をどう解決するかも重要な問題であると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ハード面の推進に関しましては、地域安全マップ作製やリーダー養成講座等を計画している訳ですが、フィールドワークをした地区においてどういった問題があるのかについて、問題がある公園などについて、入りやすく見えにくいという場所を見つけることの作業を通じて、この技術を地域に持ち帰ってもらい活用してもらうことが大事だと思いますの</p>

で、地域安全マップの事業はハード面整備についても有効だと思います。

会 長 行政だけではなく地域の皆さんの力を引き出していくことが大切だと思います。

菅 原 非行少年達にたくさん接して感じることは、子どもたちの特徴として居場所がないということ、孤独感や寂しさをを感じていること、自分の存在を否定していることが挙げられます。そのような家庭では、家族の機能が崩壊していて家族との関係が希薄な子どもが多かったです。学校の先生でも友達でも、地域の誰かでも心の絆で繋がっていれば非行に走らなかったのにといつも感じていました。何を言いたいかというと、そういった子どもたちを犯罪者ということで除外しないで、そういった人たちへの恐怖心や自分の安全のために閉じこもらないで、事業の方針もその方向なのでとても感心していますが、お互いのネットワークを作って見守っていく、お互いによその子どもにも、よその家庭に対しても関心を持ち一緒にやっていくという姿勢が大切だと思います。そういったものがこのプランにあるということでも感心しています。温かい宮城県が出来てくれれば犯罪は減っていくと感じています。子どもの居場所のなさということは、放課後の過ごし方がすごく大事なんですね。だからバイクに乗ったり、喧嘩したり、万引きしたりするので、もっとエネルギーを健全な方向に出せたらいいなと思います。子どもが集える場所を考えることが大切だと思います。

陶 久 子どもの居場所についてですが、カウンセラーとかではなく、どういう人が話し相手になっているのか、私がやろうとしている傾聴ボランティアもそうですが、話せる人とか場所とか、子どもが安心して話せる人材の育成はどうやって取り組めばいいのか分からないので、皆さんの意見を聞きたいと思います。

鈴 木 今学校の中で、子どもたちの話を聞いたりカウンセラーをしているスクールソーシャルワーカーという人がいますが、子どもが抱えている課題について、子どもに寄り添って、子どもの能力について関係機関と調整する役割等をしています。子どもたちが社会的な接点として全うするかについて、子どもの居場所作りに対して工夫することはいっぱいあると思います。日本は、200万人の認知症のお年寄りがいて殆どが独居なのです。安全・安心は、やっぱりまちづくりだし、その中でお年寄り子どもというか、そういう人たちが共生することは可能だと思います。そういう人たちの見守りをするということについては、コーディネートをする人が必要だと思います。市町村の役割とか県の役割だけでなく、そこをクロスオーバーして、まずコーディネートをする人を育てていくことからスタートすることが大切だと思います。連携するためには共生の認識がないといけません。高齢者虐待対策にしても地域でネットワークを作り見守りをするのが大切です。もっと分かり易く、繋がりやすくすることが大切なのです。

高 橋	<p>犯罪者は、音と光と時間帯に弱いと言えます。覆せばこれを反対解釈して安全な街づくりに役立てていければいいと思います。例えばゴミがたくさん落ちている、ガラスが割られっぱなしで落書きが多く、空き家が多く雑草が伸び放題の地域を見たある犯罪者の心境は、この地域の住民は自分の地域に関心がない、ここでどろぼうをしても誰にも見つからないだろう、見つからなければ通報されないだろうという考えになる訳です。こういった観点から安全・安心まちづくりのための何かきっかけにならないかと思ひまして参考までお話ししました。</p>
会 長	<p>それでは、時間がまいりましたのでこのあたりにしたいと思います。</p> <p>本日は、大変貴重な意見が出たと思いますので、これについては事務局で整理して頂き、次回までにまとめて頂きたいと思います。本年度の重点推進項目につきましては、子どもの見守り活動の推進ということで進めていってもらいたいと思います。それでは、貴重な意見ありがとうございました。以上を持ちまして議事を終了させていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。以上で本日の安全・安心まちづくり委員会を終了させていただきます。</p>